

上天草市運送事業者燃料費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料費高騰の対応として運賃等への価格転嫁が難しく、経営に圧迫を受けている運送事業者に対して、使用した燃料費の一部を助成し、経営の安定化を図ることを目的に、上天草市運送事業者燃料費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市に本社又は営業所等（個人にあつては、住所）を有し、貨物自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であること。
- (2) 現在も事業を行っており、今後も事業を継続する事業者であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員密接関係者に該当しないこと。

(補助金の交付対象車両)

第3条 補助金の交付の対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、交付対象者が実際に使用している車両（原動機のないいわゆるトレーラーを除く。）で、自動車検査証の「自家用・事業用の別」の欄に「事業用」と記載（緑又は黒ナンバー）がある車両とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、令和7年4月1日から同年8月29日までに、事業の用に供した、又は給油を行った交付対象車両の燃料費とする。ただし、交付対象車両1台当たりの補助金額は1月5万円、最大3月分とし、予算の範囲内の額を上限とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、上天草市運送事業者燃料費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、申請及び実績報告は、各月又は3月分をまとめて行うことができ

るものとする。

- (1) 営業許可証又は開業届出書等許認可等を証する書類の写し
 - (2) 自動車検査証の写し及びナンバープレートが確認できる写真
 - (3) 対象車両の運行が分かる書類の写し（給油の領収書等）
 - (4) 市税の未納がない証明書
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- （交付の決定及び補助金の額の確定）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請及び実績報告があつた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、上天草市運送事業者燃料費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、上天草市運送事業者燃料費補助金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助事業者が虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき、その他市長が返還の必要があると認めたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第8条の規定による補助金の返還については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。